

東北中央自動車道の利活用促進による地域活性化協議会

規 約

(名称)

第1条 この協議会は、東北中央自動車道の利活用促進による地域活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、経済・観光振興等東北中央自動車道の利活用促進に向けた取組みについて、関係者が一体となって議論するとともに、東北中央自動車道の整備効果を最大限に活かした地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関並びに職にあるものを持って構成する。

- 二 構成機関並びに構成員は、必要に応じ会長が発議し、審議を以って変更できる。
- 三 協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 四 協議会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長は、東北地方整備局 山形河川国道事務所長とする。
- (2) 副会長は、東北地方整備局 福島河川国道事務所長、山形県 県土整備部長とする。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が召集し、東北中央自動車道における次の事項について共有・議論を行う。

- (1) 進捗状況等
- (2) 利活用に関する意見および利活用方法
- (3) 整備効果に関する広報
- (4) その他、必要な事項に関すること

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、東北地方整備局山形河川国道事務所調査課・山形県県土整備部道路整備課に置くものとする。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

- 附則 この規約は、平成27年8月31日から施行する。
平成28年2月15日より、本改訂版を施行する。
平成29年2月16日より、本改訂版を施行する。
平成30年3月9日より、本改訂版を施行する。
令和2年8月7日より、本改訂版を施行する。
令和6年3月21日より、本改訂版を施行する。
令和7年3月24日より、本改訂版を施行する。

東北中央自動車道の利活用促進による地域活性化協議会

構成機関

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所、福島河川国道事務所

山形県

福島県

山形市、米沢市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市
山辺町、中山町、大石田町

金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮎川村、戸沢村

高畠町、川西町

福島市

山形商工会議所、米沢商工会議所、新庄商工会議所、天童商工会議所

福島商工会議所

山形県商工会連合会、

東日本高速道路株式会社 東北支社 山形管理事務所、福島管理事務所

委 員

会長：国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所長

副会長：国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所長

副会長：山形県 県土整備部長

山形県 産業労働部次長、観光文化スポーツ部次長、農林水産部次長

福島県 土木部次長（道路担当）、商工労働部 商工総務課長

観光交流局 観光交流課長

農林水産部 農林企画課長

山形市 まちづくり政策部長、商工観光部長

米沢市 建設部長、産業部長

新庄市 都市整備課長、商工観光課長

上山市 建設課長、商工課長、観光・ブランド推進課長

村山市 建設課長、商工観光課長

天童市 建設部長、経済部長

東根市 建設部長、経済部長

尾花沢市 建設課長、商工観光課長

南陽市 建設課長、商工観光課長

山辺町 建設課長、美力発信課長

中山町 建設課長、産業振興課長

大石田町 建設課長、産業振興課長

金山町 環境整備課長、産業課長

最上町 建設水道課長、商工観光課長

舟形町 地域整備課長、まちづくり課長

真室川町 建設課長、企画課長

大蔵村 地域整備課長、産業振興課長
鮎川村 農村整備課長、むらづくり推進課長
戸沢村 建設水道課長、まちづくり課長
高畠町 建設課長、商工観光課長
川西町 地域整備課長、産業振興課長
福島市 建設部長、商工観光部長

山形商工会議所 専務理事
米沢商工会議所 専務理事
新庄商工会議所 専務理事
天童商工会議所 専務理事
福島商工会議所 専務理事
山形県商工会連合会 専務理事

東日本高速道路株式会社 東北支社 山形管理事務所長
東日本高速道路株式会社 東北支社 福島管理事務所長

オブザーバー

山形県 村山総合支庁 総務企画部長、産業経済部長、建設部長
北村山地域振興局長、建設部次長（北村山担当）
山形県 最上総合支庁 総務企画部長、産業経済部長、建設部長
山形県 置賜総合支庁 総務企画部長、産業経済部長、建設部長

敬称略

事務局

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査課
山形県 県土整備部 道路整備課